

別添様式 2

地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画（重点対策加速化事業）

（基本情報）

地方公共団体名	高森町
事業計画名	2050 年カーボンニュートラルへの挑戦 ～長野県高森町_重点対策加速化事業計画～
事業計画の期間	令和 5（2023）年度～令和 10（2028）年度

1. 2030 年までに目指す地域脱炭素の姿

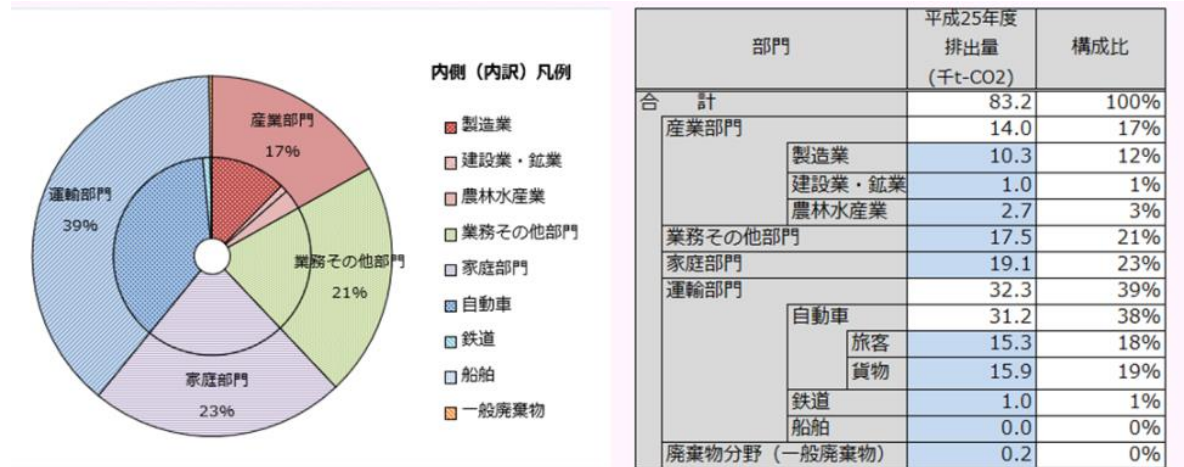
（1）目指す地域脱炭素の姿

① 温室効果ガスの排出状況

- ・高森町の 2019（令和元）年度における温室効果ガス排出量は 72.1 千 t-CO₂ で、部門別では、1 位が運輸部門（42%）、2 位が家庭部門（22%）、3 位が業務その他部門（20%）である。
- ・2013（平成 25）年度と 2019（令和元）年度の排出量を比較すると、6 年間で 13.3%の削減率だった。その内訳は、運輸部門が 5.6%、家庭部門が 16.2%、業務その他部門で 19.4%と、排出量上位の部門ほど、削減が進んでいない状況である。

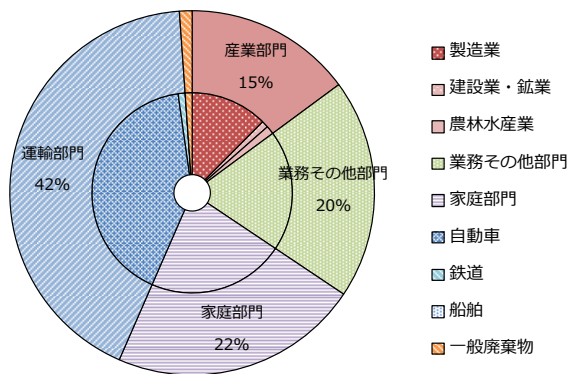
【2013 年度】 総排出量：83.2 千 t-CO₂

順位	部門	排出量	割合	備考
1 位	運輸	32.3 千 t-CO ₂	39%	自動車等
2 位	家庭	19.1 千 t-CO ₂	23%	自動車除く
3 位	業務その他	17.5 千 t-CO ₂	21%	商業、サービス、事務所等
4 位	産業	14.0 千 t-CO ₂	17%	工場等
5 位	廃棄物	0.2 千 t-CO ₂	0%	一般廃棄物



【2019 年度】 総排出量：72.1 千 t-CO₂

順位	部門	排出量	割合	備考
1 位	運輸	30.5 千 t-CO ₂	42%	自動車等
2 位	家庭	16.0 千 t-CO ₂	22%	自動車除く
3 位	業務その他	14.1 千 t-CO ₂	20%	商業、サービス、事務所等
4 位	産業	10.7 千 t-CO ₂	15%	工場等
5 位	廃棄物	0.8 千 t-CO ₂	1%	一般廃棄物



部門	令和元年度 排出量 (千t-CO ₂)	構成比
合 計	72.1	100%
産業部門	10.7	15%
製造業	9.0	12%
建設業・鉱業	0.8	1%
農林水産業	1.0	1%
業務その他部門	14.1	20%
家庭部門	16.0	22%
運輸部門	30.5	42%
自動車	29.7	41%
旅客	13.9	19%
貨物	15.8	22%
鉄道	0.8	1%
船舶	0.0	0%
廃棄物分野（一般廃棄物）	0.8	1%

(出典 環境省「自治体排出量カルテ」より)

② 地域の特徴

(地勢)

- 高森町は、長野県南部に位置し、中央アルプスと南アルプスの3,000m級の山々が東西に連なり、その間を流れる一級河川・天竜川に沿って広がる自然豊かな町である。最高標高・本高森山(1,890m)から天竜川(最低標高413m)へ広がるゆるやかな扇状地で、上段・中段・下段の3つの段丘地形が形成されている。
- 町の総面積は4,536haで東西に9.1km、南北に7.6km。総面積の56%は森林で、44%の可住地の中で集約的な居住がされており、行政効率是比较的恵まれている。
- 3段の段丘地形のうち、天竜川周辺の下段は2つの工業団地に加えて大型ショッピングセンター等も立地し、町の商工業の中心をなしている。中段には、役場、福祉センター、小中学校等公共施設が多く集積され、上段では梨やりんごなどの果樹農地が広がっている。

(人口・世帯)

- 2023(令和5)年1月1日現在、人口12,917人(世帯数4,618世帯)

(産業)

- 主要産業は、全国に出荷される地域ブランド農産品「市田柿」の果樹栽培のほか水稻など、農業が産業の核となっており土地利用においても大きな面積を占めている。また、精密・部品加工など製造業も盛んである。最近では、町南東部に位置する下段の農業振興地域を産業用地へ変更し、企業立地による更なる産業集積に注力している。

③ 地域の課題

(人口)

- 人口は、2010(平成22)年をピークにゆるやかに減少し、少子高齢化が確実に進んでいる。
- 一方で、長野県下で初めて中学生以下の医療費無料化を実施する等、子育て支援策に力を入れてきた成果として、年少人口(10~14歳)の割合は13.7%で県内2位の高さとなっているが、20代後半の段階ではその1/3が町外へ流出しており、就学や就業のタイミングで人口が流出している。

(自治組織)

- 伝統的に21の自治組織を中心としたまちづくりを進めてきたが、ライフスタイルや価値観の多様化、高齢化などにより、自治組織加入率は年々低下しており、平成23年度で79%の加入率が10年後の令和3年度は67%と、短期間のうちに12%低下し、地域コミュニティのつながりが弱まっている。また、自治組織加入者からは地域活動に貢献が薄い未加入者への不満も聞かれ、課題となっている。

(産業)

- 主要産業の農業では、高齢化や後継者不在で離農が加速し、担い手不足が深刻となっており、喫緊に解決すべき課題である。また、高森町が発祥の地である地域ブランド農産品「市田柿」という干し柿生産が盛んであるが、気温上昇によって柿の品質に悪影響が出かねず、天日乾燥の加工過程においてもカビが発生しやすくなるなど、気候変動への適応策が重要となる。

(エネルギー代金の域外流出)

- 環境省の地域経済循環分析(2018年版)によると、当町の総生産は341億円。エネルギー代金として21億円が域外に流出しており、その規模はGRP(域内総生産)の約6.3%にあたる。

(運輸部門のCO₂排出量)

- ・段丘で坂が多く、自転車や徒歩では移動しづらい地形もあって当町の自動車保有台数は多く、環境省の自治体排出量カルテ（2018年版）によると、運輸部門の1人当たりのCO₂排出量は2.4t-CO₂で、全国平均（1.58t-CO₂）や長野県平均（2.25t-CO₂）を上回っている。公共交通（電車やバス、乗合タクシー）の利用促進を図っているものの、自動車を抜きにした暮らしは地域に浸透していない。
- ・ガソリン車からEV等エコカーへの転換は、充電インフラの整備、車両価格等が課題となり、地域内での普及には到っておらず、運輸部門のCO₂排出量の削減が課題となっている。

(災害時のレジリエンス)

- ・2019（令和元）年度の個人宅の太陽光発電は3,847kW、事業所には9,950kWの太陽光発電設備が導入されているが、長野県ソーラーポテンシャルマップで示された全ての屋根への設置可能量の40,003kWに対して34%となっている。地域の集会所や地区館等を含めた129か所の公共施設への設置件数は7施設に留まっている。また、主に域外の電力会社からの電力供給に依存しており、災害時のレジリエンスに大きな課題がある。

④ 近年の主な取り組み

- ・2019（令和元）年12月の長野県気候非常事態宣言・2050年ゼロカーボン宣言、また、2020（令和2）年10月の菅前首相による脱炭素社会実現の表明を契機として、高森町の地球温暖化防止に向けた取り組みが本格化した。
- ・近年の主な取り組みは以下のとおり。

年度	取組内容	備考
2018年度	高森町地球温暖化防止実行計画（事務事業編）の策定	計画内容は以下（2）①のとおり
	町立温泉への木質チップボイラーの導入	化石燃料から再エネへの転換のため、2台を導入
2019年度	将来の気候変動を見通した市田柿の気候変動適応策計画の策定	2017年の法政大学との事業協力協定に基づき、3年間をかけて、地域の農家や住民等と検討を重ね、策定
2020年度	「南信州いいむす21」の登録	高森町役場を南信州独自の環境マネジメントシステムである「南信州いいむす21」に登録
	地球温暖化抑制に向けた調査・研究業務の実施	ゼロカーボンシティの実現可能性を研究するため、町費にて実施
	「長野県高森町ゼロカーボンシティ宣言」の表明	上記研究等結果を踏まえ、高森町議会と共同で宣言を表明（全国290番目・県内13番目・南信州地域1番目）
2021年度	高森町地球温暖化防止実行計画（区域施策編）の検討・策定	計画内容は以下（2）②のとおり
2022年度	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金事業計画作成業務の実施	2023年度から当町における脱炭素化を加速化するため、左記交付金選定を目指し、計画書作成に向けた業務の実施
	環境省「令和4年度地域再エネ事業の持続性向上のための地域中核人材育成事業（第2期）」への参画	（一社）自然エネルギー信州ネット・信州大学・（一社）地域政策デザインオフィスが事業主体の左記事業に高森町職員3名が参加中

⑤ 2030年までに目指す地域脱炭素の姿

(地球温暖化防止への貢献)

- ・2022（令和4）年3月策定、同年6月公表した「2050年カーボンニュートラルアクションプラン」〔高森町地球温暖化防止実行計画（区域施策編）〕（以下、「アクションプラン」という）において、2030年度CO₂実質排出量を2013年度比で51%削減することを定めた。
- ・さらに、2050年カーボンニュートラル実現に向け、「再生可能エネルギーの利用拡大」「省エネルギーの推進」「森林吸収量の維持・確保」の3本の柱を据えたうえで、2030年度までに取組む9つの項目と45の具体的な対策を、主体（住民・事業者・高森町）ごとに整理するとともに各対策の優先順位を定めた。

・詳細は以下のとおり。計画された対策のうち、本交付金により加速される対策は太字としている。

部門分野	項目	具体的な対策	優先度※
太陽光発電	太陽光発電設備の導入促進の仕組みづくり	住宅用への導入補助制度の継続・新設	A
		地域金融機関と連携した制度資金の検討	A
		高森町0円システムの新設	A
		公共施設への導入	A
		災害時の活用方法の構築	B
		地域内エネルギー面的利用の検討	A
		屋根以外への太陽光発電の導入	B
		住民共同発電所の仕組み検討	B
小水力発電	小水力発電による水資源の有効利用	河川、浄水施設での低圧事業（19.9kW）の検討、実施	A
		大島川での高圧事業（298kW）の検討	B
木質バイオマス利用	木質バイオマス利用の推進	導入補助制度の継続	A
		公共施設での木質バイオマス利用の率先導入	A
		木質バイオマス燃料の安定供給の構築	A
		森林資源の整備、活用の拡大	B
産業	建築物のゼロエネルギー化	公共施設ゼロエネルギー化（ZEB化）の検討、実施	A
		公共施設ゼロエネルギー化事例の活用	A
		住宅ゼロエネルギー化の支援、補助制度の新設	A
		家庭での省エネ行動の推進	A
		住宅ゼロエネルギー化事例の活用	B
		事業所ゼロエネルギー化の支援	
		建築物ゼロエネルギー化の周知	A
運輸	自動車対策 エコカー普及	公用車のエコカー切替の実施	A
		公共施設や商業施設等の充電設備の設置	A
		EV購入補助制度の検討	A
		災害時のEV活用方法の検討	A
		エコカー見学・体験会の開催	A
		農業部門の電化、共有化	A
	自動車対策 台数削減	公共交通（電車、乗合タクシー、町営バス）の活用促進	A
		ライドシェア施策・カーシェアリング施策の検討	A
		CO ₂ を排出しない移動方法の実践	A
		事業者の公共交通の積極利用	A
		徒歩や自転車、公共交通利用を推進するまちづくり	B
		公共交通（電車、乗合タクシー、町営バス）の活用促進	A
その他	森林吸収対策	健全な森林づくりの推進	A
		森林資源の価値、現状の周知	B
		森林資源の有効活用の仕組みづくり	A
その他	ごみ削減の推進	公共施設の地域版環境マネジメントシステム「南信州いいむす21」の実践	A
		脱プラスチック活動の実践	A
		3Rの推進	A
		事業活動におけるごみ削減	A

その他	普及・啓発活動の推進	町内の関係機関、団体と連携した普及活動	A
		保育園・学校での環境学習の実施	A
		事業者と連携強化による普及啓発、ビジネスモデル構築	A
		省エネ行動を”見える化”するアプリの開発	A
		住民主体で取り組むゼロカーボン事業の支援	A
		国及び長野県、関係機関との連携強化	A

※目指す取組み時期が、2022～2025 年度の場合は A、2026～2030 年度の場合は B

・アクションプランに基づく 2030 年度までの具体的対策の確実な実行により、削減目標である 51% 削減を達成し、ゼロカーボンシティ宣言をした高森町として地球温暖化防止に貢献する。

・なお、2030 年における CO2 削減量目標等は以下のとおり。

種別	項目	部門	2030 年		備考
			設置容量	削減量 (千 t-CO2)	
▼再生可能エネルギーの利用拡大					
太陽光発電	信州屋根ソーラーポテンシャルマップを活用した家庭への太陽光設置導入	家庭	7,691 kW	3.2	うち、既設分 3,847kW
太陽光発電	信州屋根ソーラーポテンシャルマップを活用した事業所への太陽光設置導入	業務	3,411 kW	1.4	うち、既設分 1,231kW
太陽光発電	野立て、ソーラーシェアリング等、屋根以外の設置	業務	8,450kW	3.6	うち、既設分 7,950kW
小水力発電	令和 2 年度報告書に記載の小水力発電事業	業務	298 kW	0.7	
小水力発電	河川、水道施設での小水力発電 (低圧、19.9kW×5 カ所)	業務	39.8 kW	0.1	
木質バイオマス利用	バイオマスエネルギー利用推進事業 (継続)	家庭	98 件	0.2	
木質バイオマス利用	信州たかもり温泉チップボイラー導入事業 (既設、30kW×2 基)	業務	1 件	0.5	
木質バイオマス利用	木質バイオマス発電事業 (新規、1,600kW)	業務	1 件	2.6	
	合計			12.3	
項目		部門	2030 年削減量 (千 t-CO2)		備考
▼省エネルギーの推進					
燃料転換 (電化) や事業者の取組みにより 2030 年を起点に年間 2% の排出量を削減		産業	0		
“ZEB Ready” 建築の普及		業務	2.2		
省エネ基準適合住宅の普及		家庭	1.0		
旅客部門のライドシェア、公共交通利用等の普及による自動車台数削減、及びエコカー普及等による化石燃料使用削減		運輸	4.0		
貨物部門のエコカー普及等による化石燃料使用削減		運輸	3.4		
合計			10.6		

(地域内の資金循環の形成)

・地域外へ流出するエネルギー支出を抑制し、その分のエネルギーコストが別の形で地域内に投資する資金となるような地域内の資金循環を形成する。

(災害時のレジリエンス強化)

- ・太陽光発電設備に合わせ、蓄電池やEV等エコカー導入を効果的に進め、また防災計画に再生可能エネルギーの利活用を位置づけ、災害時のレジリエンス強化を図る。

(2) 改正温対法に基づく地方公共団体実行計画の策定又は改定

① 高森町地球温暖化防止実行計画（事務事業編）

- ・策定年月：2019（平成31）年3月
- ・基準年度：2013（平成25）年度
- ・計画期間：2019（令和元）年度～2023（令和5）年度の5ヶ年度
- ・計画期間〔長期ビジョン〕：2019（令和元）年度～2030（令和12）年度の12ヶ年度
- ・削減目標：基準年度※比で以下のとおり（※温室効果ガス排出量；3,611t-CO₂）
2023年度25.5%削減（2,689t-CO₂）、2030年度40%削減（2,157t-CO₂）
- ・取組方針：日常の事務事業に関する取組み
 - 電気・燃料使用量の削減（空調、照明、OA機器、公用車）
 - 省資源リサイクルの推進（紙の節約、廃棄物の削減・リサイクル推進、水道使用量節減）
 - グリーン購入の推進（再生品再生材使用物品の優先利用、環境に配慮した製品率優先利用）
 - イベント等での環境配慮
- 2030年度までに行う取組み
 - 省エネ改修の実施
 - 省エネ設備の積極的導入
 - 電気自動車の導入
 - 太陽光発電の追加導入
 - 電力のグリーン購入 など
- ・その他：詳細は、高森町公式HPを参照。

URL；<https://www.town.nagano-takamori.lg.jp/soshiki/11/2/1/5/5470.html>

② 高森町地球温暖化防止実行計画（区域施策編）（呼称：「2050年カーボンニュートラルアクションプラン」）

- ・策定年月：2022（令和4）年3月
- ・基準年度：2013（平成25）年度
- ・計画期間：2022（令和4）年度～2030（令和12）年度の9ヶ年度
- ・目標年度：中期；2030（令和12）年度 / 長期；2050（令和32）年度
- ・目標年度における削減目標：以下のとおり

目標年度	削減目標	CO ₂ 排出量
2013（平成25）年度	—	77.3千t-CO ₂ （※）
中期；2030（令和12）年度	実質排出量51%削減	38.2千t-CO ₂
長期；2050（令和32）年度	実質排出量100%削減	0.0千t-CO ₂

※ 自治体排出量カルテのCO₂排出量83.2千t-CO₂から、基準年の森林簿を元に算出した基準年の森林吸収量5.9千t-CO₂を差し引いた実質値

- ・将来ビジョン：2050年ゼロカーボンを達成するため、町民と事業者、町が一体となり、再エネの最大限導入及び省エネ対策、森林吸収量対策、普及策に取り組み、CO₂排出量を大幅に削減。ゼロカーボンシティを達成するためには、各対策による地球温暖化防止効果に加えて、災害時のレジリエンス向上、地域外への資金流出の抑制という便益の重要性を地域内で共有し、化石燃料からの転換を強力に推進する必要がある。今後、町民や事業者の再エネ転換を促す仕組みを構築するとともに、建築物のゼロエネルギー化、自動車のエコカー転換や台数削減、適正な森林吸収対策、町民や事業者への普及活動、子ども達への環境学習等に取組み、地域ぐるみで着実に推進していく。
- ・その他：詳細は、高森町公式HPを参照。

URL；<https://www.town.nagano-takamori.lg.jp/soshiki/11/2/1/5/6705.html>

③ 改正温対法に基づく促進区域や再生可能エネルギー導入目標の設定

- ・改正地球温暖化対策推進法に基づく促進区域は、計画申請時点で設定していない。
- ・再生可能エネルギーの導入目標は、令和3年度に環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

(再エネの最大限の導入の計画づくり及び地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域社会実現支援事業のうち、2050年までの脱炭素社会を見据えて再生可能エネルギーの導入目標を策定する事業)を活用し、設定している。

(3) 促進区域

- 改正地球温暖化対策推進法に基づく促進区域は、計画申請時点で設定していないが、長野県が令和4年5月に示した「促進区域の設定に関する基準」と整合を図り、住民等との合意形成を進め、令和6年度を目途に設定する計画である。

2. 重点対策加速化事業の取組

(1) 本計画の目標

① 地方公共団体実行計画に掲げる目標達成に向けた重点対策加速化事業の位置付けや活用方策等

(事業の位置付け)

- アクションプランで掲げる2030年度CO₂実質排出量51%削減目標を達成するため、アクションプランで整理した45の具体的な対策のうち、特に重要な対策を本交付金によって取組みを強化することで、高森町の脱炭素の動きを加速度的に促進し、2050年カーボンニュートラルの実現に大きく寄与する。
- 高森町が事業実施主体となる公共施設への太陽光発電設備等設置や公共施設のZEB化等の取組みは、その実施はもとより、町内の脱炭素の動きを牽引するよう、効果を広く町民等へ周知する。
- 民間事業者や個人が事業実施主体となる太陽光発電や蓄電池、熱利用設備等設置、エコカー導入等への間接補助事業は、地方公共団体の財政力では限界のあった町民等補助支援を大幅に拡充するものであり、このメリットを多くの町民等が享受できるよう、丁寧な説明と分かりやすい広報等に努める。

(事業実施による効果)

[再生可能エネルギーの利用拡大]

- アクションプランにおける2030年度の太陽光発電による再エネ導入量目標19,552kWのうち、本交付金による設備導入等により2,000kWを導入。この導入量は、導入量目標から2018年度までに町内で導入済の太陽光発電による導入量13,028kWを除いた2030年度までの必要導入量6,524kWに対して、31%の導入効果を得る。
- アクションプランにおける2030年度のバイオマス熱利用(薪・ペレットストーブ等)による導入件数目標98件のうち、本交付金による設備導入等により50件を導入。この件数は、導入件数目標から2023年1月末時点設置済の63件を除いた35件に対して、15件を上回る。これまでの当町の補助支援より大幅な拡充が図られることから、高い需要を見込んでいる。

[省エネルギーの推進]

- アクションプランにおける2030年度の“ZEB Ready”建築の普及によるCO₂削減量2.2千t-CO₂のうち、本交付金による公共施設のZEB化により0.136千t-CO₂(△6.2%)のCO₂削減効果がある。
- アクションプランにおける2030年度の運輸部門(旅客)のCO₂削減量4.0千t-CO₂(ライドシェア等による台数減及び、エコカー普及による化石燃料使用削減による)のうち、本交付金による民間事業者及び個人へのEV車購入支援により0.135千t-CO₂(△3.4%)のCO₂削減に寄与する。
- 高森町地球温暖化防止実行計画(事務事業編)(以下、「事務事業編」という)に掲げる小中学校及び中央公民館への高効率照明の導入LED化により、導入施設の年間排出量から0.093千t-CO₂のCO₂削減に寄与する。
- アクションプランにおいて数値目標は掲げていないが、充電設備整備は、エコカーの利便性を高めてその普及を促し運輸部門のCO₂排出量削減に寄与するほか、移動しやすく住みよいまちづくりのインフラ整備に貢献する。

② 地方公共団体実行計画に掲げる目標達成に向けた重点対策加速化事業以外の取組み

- アクションプランにおける2030年度に対する小水力発電による再エネ導入量目標337.8kWを達成するため、経済産業省「水力発電の導入加速化補助金」を用いて、可能性調査等を行い設備導入に向けて取組む。
- 事務事業編に掲げた取組みの実行及びアクションプランにおける2030年度のエコカー普及等による化石燃料使用削減に寄与するため、脱炭素化推進事業債(仮称)の起債により、公用車40台のうち19台のエコカーへの転換を図る。
- 集会施設のレジリエンスを高めるため、太陽光発電設備等を設置する。

③ 本計画の目標等

温室効果ガス排出量の削減目標	1,598t-CO ₂ 削減／年
再生可能エネルギー導入目標	2,000kW
(内訳) ・太陽光発電設備 ・風力発電設備 ・中水力発電設備 ・バイオマス発電設備	2,000kW 0kW 0kW 0kW
その他地域課題の解決等の目標	地域内資金循環として年間約70,000千円のエネルギーコスト域外流出を防ぐ。
総事業費	1,900,150千円 (うち交付対象事業費 1,104,650千円)
交付限度額	423,646千円
交付金の費用効率性	14千円／t-CO ₂

(2) 申請事業

①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電

令和5年度	・公共施設への自家消費型太陽光発電設備の導入	1施設、45kW
令和6年度	・公共施設への自家消費型太陽光発電設備の導入 ・太陽光発電設備の民間事業者向け間接補助事業 ・太陽光発電設備の個人向け間接補助事業 ・公共施設への蓄電池の導入 ・蓄電池の民間事業者向け間接補助事業 ・蓄電池の個人向け間接補助事業	1施設、50kW 2件、60kW 40件、200kW 1施設 1件 8件
令和7年度	・公共施設への自家消費型太陽光発電設備の導入 ・太陽光発電設備の民間事業者向け間接補助事業 ・太陽光発電設備の個人向け間接補助事業 ・蓄電池の民間事業者向け間接補助事業 ・蓄電池の個人向け間接補助事業	2施設、25kW 3件、90kW 45件、225kW 1件 9件
令和8年度	・公共施設への自家消費型太陽光発電設備の導入 ・太陽光発電設備の民間事業者向け間接補助事業 ・太陽光発電設備の個人向け間接補助事業 ・蓄電池の民間事業者向け間接補助事業 ・蓄電池の個人向け間接補助事業	1施設、30kW 4件、120kW 50件、250kW 1件 10件
令和9年度	・太陽光発電設備の民間事業者向け間接補助事業 ・太陽光発電設備の個人向け間接補助事業 ・蓄電池の民間事業者向け間接補助事業 ・蓄電池の個人向け間接補助事業	5件、150kW 55件、275kW 1件 11件
令和10年度	・太陽光発電設備の民間事業者向け間接補助事業 ・太陽光発電設備の個人向け間接補助事業 ・蓄電池の民間事業者向け間接補助事業 ・蓄電池の個人向け間接補助事業	6件、180kW 60件、300kW 1件 12件
合計	・公共施設への自家消費型太陽光発電設備の導入 ・太陽光発電設備の民間事業者向け間接補助事業 ・太陽光発電設備の個人向け間接補助事業 ・公共施設への蓄電池の導入 ・蓄電池の民間事業者向け間接補助事業 ・蓄電池の個人向け間接補助事業	5施設、150kW 20件、600kW 250件、1,250kW 1施設 5件 50件

②地域共生・地域裨益型再エネの立地

令和6年度	・太陽熱利用システムの民間事業者向け間接補助 ・太陽熱利用システムの個人向け間接補助事業	1件 4件
-------	---	----------

	・薪ストーブ、ペレットストーブの民間事業者向け間接補助事業	1 件
	・薪ストーブ、ペレットストーブの個人向け間接補助事業	9 件
令和 7 年度	・太陽熱利用システムの民間事業者向け間接補助 ・太陽熱利用システムの個人向け間接補助事業 ・薪ストーブ、ペレットストーブの民間事業者向け間接補助事業 ・薪ストーブ、ペレットストーブの個人向け間接補助事業	1 件 4 件 1 件 9 件
令和 8 年度	・太陽熱利用システムの民間事業者向け間接補助 ・太陽熱利用システムの個人向け間接補助事業 ・薪ストーブ、ペレットストーブの民間事業者向け間接補助事業 ・薪ストーブ、ペレットストーブの個人向け間接補助事業	1 件 4 件 1 件 9 件
令和 9 年度	・太陽熱利用システムの民間事業者向け間接補助 ・太陽熱利用システムの個人向け間接補助事業 ・薪ストーブ、ペレットストーブの民間事業者向け間接補助事業 ・薪ストーブ、ペレットストーブの個人向け間接補助事業	1 件 4 件 1 件 9 件
令和 10 年度	・太陽熱利用システムの民間事業者向け間接補助 ・太陽熱利用システムの個人向け間接補助事業 ・薪ストーブ、ペレットストーブの民間事業者向け間接補助事業 ・薪ストーブ、ペレットストーブの個人向け間接補助事業	1 件 4 件 1 件 9 件
合計	・太陽熱利用システムの民間事業者向け間接補助 ・太陽熱利用システムの個人向け間接補助事業 ・薪ストーブ、ペレットストーブの民間事業者向け間接補助事業 ・薪ストーブ、ペレットストーブの個人向け間接補助事業	5 件 20 件 5 件 45 件

③業務ビル等における徹底した省エネと改修時等の ZEB 化誘導

令和 5 年度	・公共施設の ZEB 化（設計：新築 1） ・公共施設への高効率照明の導入	1 施設 2 施設
令和 6 年度	・公共施設の ZEB 化（設計：新築 1、既築 1） ・公共施設の ZEB 化（工事：新築 1） ・公共施設への高効率照明の導入	2 施設 1 施設 1 施設
令和 7 年度	・公共施設の ZEB 化（設計：新築 1） ・公共施設の ZEB 化（工事：新築 1、既築 1） ・公共施設への高効率照明の導入	1 施設 2 施設 4 施設
令和 8 年度	・公共施設の ZEB 化（工事：新築 1） ・公共施設への高効率照明の導入	1 施設 2 施設
合計	・公共施設の ZEB 化（新築 2 施設、既築 1 施設） ・公共施設への高効率照明の導入	3 施設 7 施設（上記計は 9 施設だが、中学校体育館・校舎・グラウンドへ R5～R7 年度に導入）

④住宅・建築物の省エネ性能等の向上

令和6年度	・個人宅の断熱改修の実施	1戸
令和7年度	・個人宅の断熱改修の実施	1戸
令和8年度	・個人宅の断熱改修の実施	2戸
令和9年度	・個人宅の断熱改修の実施	2戸
令和10年度	・個人宅の断熱改修の実施	4戸
合計	・個人宅の断熱改修の実施	10戸

⑤ゼロカーボン・ドライブ

令和5年度	・公共施設への充電設備の導入	1台
令和6年度	・EVの民間事業者向け間接補助事業	2台
	・EVの個人向け間接補助事業	8台
	・公共施設への充電設備の導入	1台
令和7年度	・EVの民間事業者向け間接補助事業	3台
	・EVの個人向け間接補助事業	12台
令和8年度	・EVの民間事業者向け間接補助事業	4台
	・EVの個人向け間接補助事業	16台
	・公共施設への充電設備の導入	1台
令和9年度	・EVの民間事業者向け間接補助事業	5台
	・EVの個人向け間接補助事業	15台
令和10年度	・EVの民間事業者向け間接補助事業	6台
	・EVの個人向け間接補助事業	14台
合計	・EVの民間事業者向け間接補助事業	20台
	・EVの個人向け間接補助事業	80台
	・公共施設への充電設備の導入	3台

(3) 事業実施における創意工夫

① 自家消費型の太陽光発電と蓄電池、EVの一体的な普及

【事業実施主体：高森町】

- ・本交付金で町民体育館、役場の公用車駐車場の屋根へPPAもしくはリースにより太陽光発電設備を導入し、併せて設置する急速充電設備への給電とともに、役場や町民体育館等が一括受電となっていることを活かし、発電量を無駄なく公共施設や来庁者のEV車において利用する。
- ・新たに建設される町営サッカー場の駐車場を活用した太陽光発電付きカーポート（ソーラーカーポート）をPPAもしくはリースにより設置し、本交付金により設置する蓄電池から夜間照明等へ給電し、環境に配慮したサッカー場とする。
- ・町立保育園の老朽化に伴う改修に併せ、施設のZEB化を実現。創エネ部分を屋根置き太陽光発電設備で賄う。

【事業実施主体：民間事業者・個人】

- ・アクションプランの目標達成には、民間事業者及び個人の屋根置き太陽光発電設備の設置普及は必須である。当町では、これまでも太陽光発電設備設置補助金を交付し、その普及促進に努めてきたが、本交付金と従来から実施している町の補助事業（3万円/kW、上限20万円）を組み合わせることにより、高額な太陽光発電設備の初期投資をさらに軽減し、町内での大量導入につなげる。
- ・太陽光発電に加えて蓄電池の補助も行うことで、夜間のエネルギーを含めた自給率を向上させ、災害時のレジリエンスを高める。
- ・町としてEV車両購入の補助を新設し、本交付金と町からの補助金を組み合わせ、従来のCEV補助金を上回る支援をすることで、EVへの転換、運輸部門のCO₂排出量削減を進める。太陽光発電も同時に大量導入を図っているため、地域のレジリエンス向上にもつながる。

② 公共施設のZEB化や省エネ改修、地域への省エネ効果の誘導

【事業実施主体：高森町】

- ・公共施設（福祉センター、MIZBEステーション拠点施設（仮称）、町立保育園）のZEB化は、新設のほか、施設の老朽化対応に伴う改修として実施。町が先導して公共施設のZEB化に取り組むことにより、町内の事業者や町民に対するモデルケースとするとともに、地域の事業者のZEB化ノウハウの

構築につなげる。

- ・事務事業編に掲げた省エネ改修として、避難所指定されている町立小中学校3校へのLED照明の導入を計画的に実施し、CO₂削減とともに教育環境の充実を図る。
- ・避難所指定されている中央公民館（図書館含む）の一部にLED照明を導入することにより、省エネや快適性、利用者の満足度等を向上させ、町民憩いの場である公民館機能の充実を図る。
- ・ZEB化する福祉センター、MIZBEステーション拠点施設（仮称）、町立保育園の照明は、高効率照明を導入する。

【事業実施主体：民間事業者・個人】

- ・断熱性の高い窓への更新など、本交付金を用いた既存住宅の断熱改修によって断熱・気密性の向上を図り、CO₂の削減に加えて、寒冷地である当町でもヒートショックがない快適な生活空間を確保し、町民の健康長寿を実現する。

③ バイオマス熱及び太陽熱利用

【事業実施主体：民間事業者・個人】

- ・中央アルプスに連なる山林の森林資源を活用する薪ストーブやペレットストーブ、全国的にも日射量の高い地勢を活かした太陽熱温水器など、当町の豊富な自然資源を活かして、化石燃料からカーボンニュートラルな熱供給への転換を行う。

（４）事業実施による波及効果

① 自家消費型の太陽光発電と蓄電池、EVの一体的な普及

- ・当町における再生可能エネルギーの最大ポテンシャルは太陽光発電であり、アクションプランでは、2030年度の再生可能エネルギーによるCO₂削減量の2/3を太陽光発電で賄うこととしている。
- ・公共施設屋根への設置は、民間事業者によるPPAもしくはリースで行うため、その効果を広く周知することにより、民間事業者と個人への再エネ転換への機運の醸成につながる。
- ・民間事業者と個人への間接交付事業は、初期費用不要のPPAの活用も紹介しつつ、一括購入の場合でも初期投資のハードルを大きく低減し、これまで以上に太陽光パネルによる長期的な電気代の低減の恩恵を多くの町民が受けられるようになる。
- ・エコカーと蓄電池の普及のための補助金を新設し、EVであれば100台が、蓄電池であれば55台が町内で先行モデル的に利用されることでその後の普及につなげる。
- ・町営サッカー場は、Jリーグ松本山雅のホームタウンにも指定された高森町にとって、「南信州地域のサッカー拠点」として、地域内外にPRされる象徴的なスポーツ施設となる。そこへの太陽光発電と充電設備、蓄電池を来場者が目にすることにより、町民をはじめ利用者の脱炭素化意識の向上につながり、2050年カーボンニュートラルの実現に貢献する。

② 公共施設のZEB化や省エネ改修、地域への省エネ効果の誘導

- ・公共施設のZEB化をきっかけに、町内の建設事業者が省エネ建築の知見や技術を高めることにつながる。また、ZEB化された福祉センター等の公共施設を町民が利用し、その快適性や効果を体感することで、個人宅のZEB化や断熱改修工事の新たな建設ニーズが喚起され、町内産業の育成につながる。

③ バイオマス熱及び太陽熱利用

- ・十分には管理が行き届かない山林も増えてきているが、木質バイオマスの熱利用が進むことで、間伐材の有効利用や山主による自伐型林業によって山林が適正に管理され、景観が向上するとともに、森林のCO₂吸収力も適切に維持される。太陽熱利用は、バイオマス設備の管理が難しい世帯においても屋根があれば設置でき、バイオマス熱を補完する熱源として活用される。

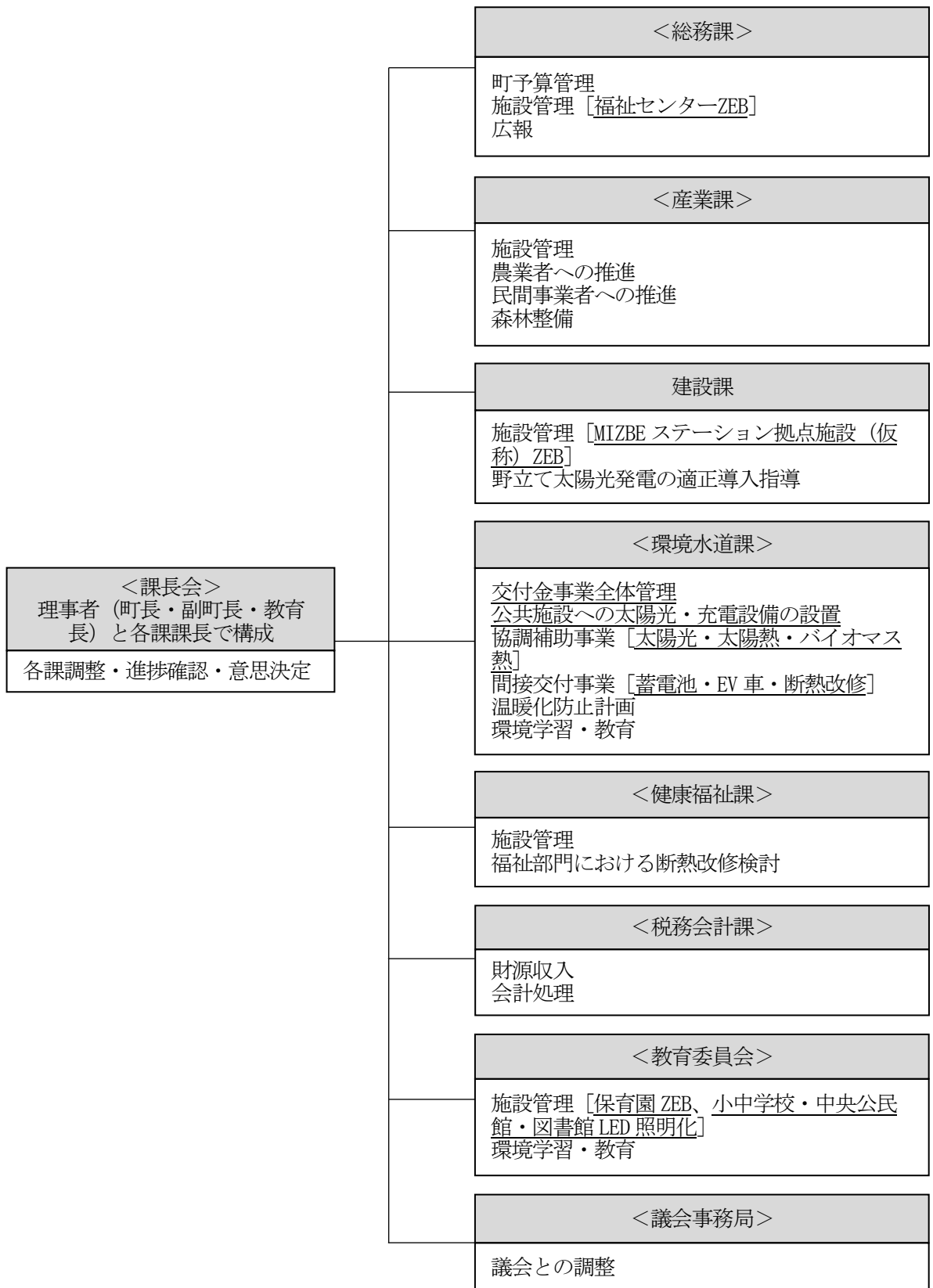
（５）推進体制

① 地方公共団体内部での推進体制

- ・庁内では、環境水道課が全体を管理し、課長会を通じて各課等と調整を行い、アクションプランに基づく、本交付金及びそれ以外の地球温暖化防止事業全体の整合を図りながら推進していく。
- ・推進体制図は次ページのとおりの。

(内部の推進体制図)

本交付金により行う取組みは下線としている。



②地方公共団体外部との連携体制

- 令和5年度に創設する「高森町カーボンニュートラル推進連絡協議会（仮称）※」（以下、「協議会」という）で、地域内のステークホルダーとの連携体制を確保する。
- 協議会で町の外部との情報共有や外部からの意見を取り入れることにより、合意形成を進め、事業の実効性を高める。特に協調・間接補助事業は、協議会に参画している地域の企業や、自治会・住民の代表者と連携して導入推進を行う
- 公共施設へのPPAによる太陽光設置や、省エネ・ZEB改修事業は、先進的なノウハウを構築できるよう地域内の企業へ発注する。

※「高森町カーボンニュートラル推進連絡協議会（仮称）」

アクションプランの策定に携わった高森町再エネ導入戦略等検討委員会を母体に創設。協議会は行政が実施する地球温暖化事業の情報共有の機能と、事業者・町民からの意見を計画に取り入れる機能を有するほか、町のゼロカーボン総合案内【共同事業体（コンソーシアム）】の設置について議論を行う場とする。

▼協議会の構成員（予定）

再エネ発電事業者

民間事業者（町商工会、工業団地組合等）

農業者（農業委員会、農協等）

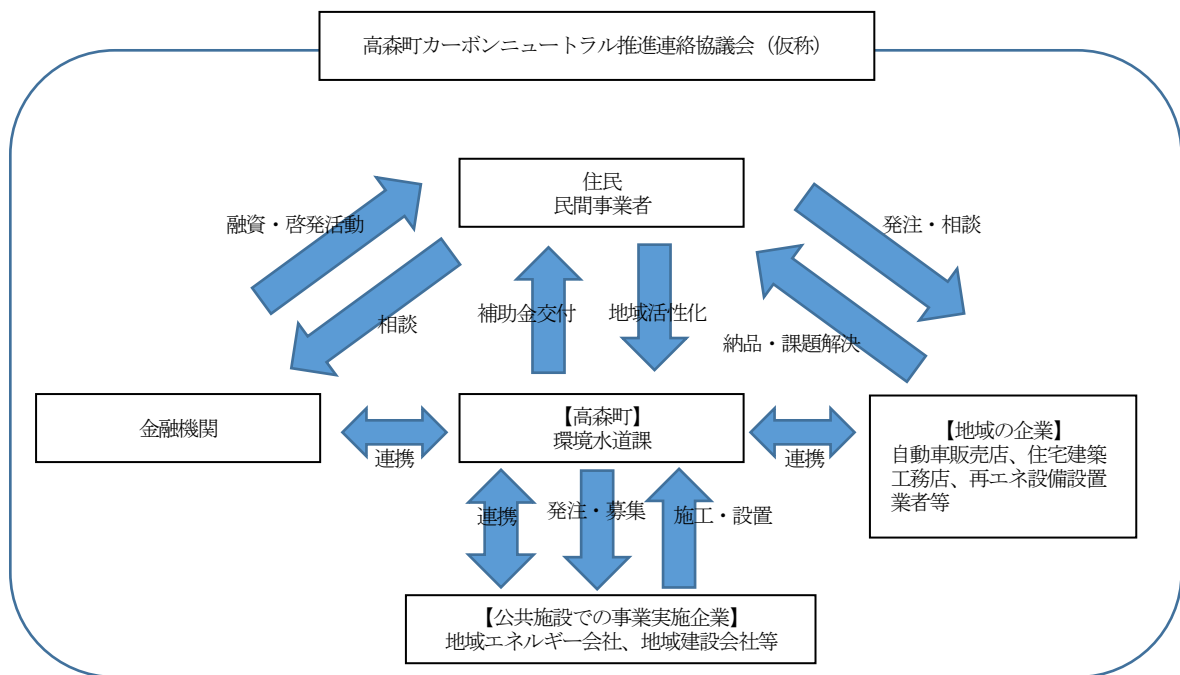
自治会・住民（町議会、区長会、環境保全委員会、町内環境活動団体、住民公募等）

金融機関

学識者（信州大学、有識者等）

官公庁（長野県、高森町等）

（外部との連携体制図）



3. その他

（1）財政力指数

令和3年度 高森町財政力指数：0.41

（2）地域特例

該当地域：

対象事業：